

2026年度

新入生保護者の皆さんへ

重要につき必ずご覧ください。

団体割引

15%

適用

同志社・高校生

総合補償制度のご案内

(学生・こども総合保険)

この保険は学校法人同志社が保険契約者となる団体契約です。



7つの補償でしっかりサポート！

- ①賠償責任補償
- ②生徒本人のケガ

- ③生徒本人の病気
- ④育英費用補償・学資費用補償
- ⑤携行品損害補償

- ⑥借家人賠償責任補償
- ⑦生活用動産補償

※ご加入タイプによって補償項目は異なります。

申込締切日

2026年3月31日(火)

●申込締切日を過ぎてしまった場合については、9ページをご覧ください。

3年間

2026年4月1日午前0時※から2029年4月1日午後4時まで

※前年までに同志社・中学生総合補償制度にご加入の場合は、午後4時となります。

保険期間

同封の払込取扱票（同志社・高校生総合補償制度申込書（加入申込票））に必要事項をご記入のうえ、最寄りのゆうちょ銀行・郵便局よりお手続きください。

お申込方法

本パンフレットには「学生・こども総合保険 パンフレット別冊」（以下、「パンフレット別冊」といいます。）が付いています。お申し込みの際には必ず合わせてご確認ください。アクセス方法は本パンフレット10ページをご覧ください。



学校法人同志社

保護者の皆さんへ

同志社・高校生総合補償制度のお薦め(ご案内)

拝啓 保護者の皆さんにおかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたびのお子さまのご入学おめでとうございます。ご家族のお喜びもひとしおのことと心からお祝い申し上げます。

さて、本学では良好な教育環境を整備するとともに、生徒の皆さんが有意義な学生生活を送られるよう様々な面で配慮を行っております。しかしながら、近年、新型コロナウイルス感染症の流行、交通事故や傷害事故など生徒の皆さまを取り巻く環境は必ずしも安穏であるとはいはず、保護者の皆さんにおかれましては何かとご心配のことと拝察いたします。

このようなことから、お子さまのご入学にあたり、安心して高校生活を送っていただく一助として「同志社・高校生総合補償制度」を保護者の皆さんにご案内する次第です。

この「同志社・高校生総合補償制度」はお子さまの病気による入院、授業中はもとより、通学途上、自宅・下宿での日常生活、クラブ活動、海外旅行中などのケガによる入院・通院等を幅広く補償します。また、自転車事故など偶然の事故で他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したりなどした場合の「法律上の賠償責任」も補償されております（国内のみ示談交渉サービス付き）。昨今は、9,000万円を超える自転車事故の高額賠償判例も出ております。更に、保護者の皆さんが事故により万一のことがあった場合の育英費用も併せて補償する内容になっております。

この制度は学校法人同志社を保険契約者とする団体契約となっており、保険料には、団体割引が適用されております。

つきましては、本制度の趣旨にご理解を賜り、ぜひともご加入いただきますようお願い申し上げます。

敬具

募集事項

申込締切日

2026年3月31日(火)

●申込締切日を過ぎてしまった場合については、9ページをご覧ください。

ご加入者 (お申込人)

学校法人同志社の各附属校（高等学校）に在籍する生徒（入学手続を終えた方を含みます。）の保護者の方（扶養者の方）

被保険者 (補償の対象者)

学校法人同志社の各附属校（高等学校）に在籍する生徒（入学手続を終えた方を含みます。）
※賠償責任補償はご家族も対象となります。（詳しくは、「パンフレット別冊」の契約概要のご説明をご覧ください。）
※学資費用補償・育英費用補償は、被保険者の「扶養者」のケガが対象となります。
また、扶養者として指定できる方の詳細は、「パンフレット別冊」の契約概要のご説明をご覧ください。

加入者証

加入者証の郵送時期は5月末頃を予定しています。なお、補償は2026年4月1日から開始します。
この制度は団体契約のため、加入者証は最終加入者が確定後、郵送いたします。加入者証到着までは振替払込請求書兼受領証が、この制度の加入の証となりますので、大切に保管してください。

お申込方法



ご加入タイプを選択してください。
次に、ご加入タイプの保険料をご確認ください（保険料はすべて一時払です）。



同封しております払込取扱票の記入例を参考にして
必要事項をご記入ください。



最寄りのゆうちょ銀行
または郵便局で
保険料をお振込みください。

ご加入タイプは皆さまのライフスタイルに合わせてお選びください！

Point

1

ご通学の際のお住まいのタイプをお選びください。

自宅から通学

ご親戚・知人宅
から通学

アパート・寮・下宿等
から通学

Point

2

不動産業者等で火災保険に既に加入し、下記補償は不要

借家人賠償責任補償

生活用動産補償



A・AAタイプ



B・BBタイプ

（※）ご自宅以外から通学される方も、自宅通学生向けA・AAタイプをお選びいただけます。

（この場合、借家人賠償責任補償、生活用動産補償は補償対象外となります。）

下宿先等で大家さん（不動産業者等）に借家人賠償責任補償と生活用動産補償をすすめられて、各補償付の火災保険などに加入された場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご加入の要否をご確認いただいたうえで加入タイプをお選びください。

●保険期間中に加入タイプの変更も可能です。

7つの補償のご紹介～このようなときお役に立ちます

学校生活のみならず日常生活を送るうえで直面するさまざまな危険を総合的に補償する制度です。
卒業予定時までの長期契約ですので一度のお手続きで卒業まで補償が続きます。

4つのタイプ
がございます



自宅通学生向け

A

AA

タイプ



アパート・寮・下宿生向け

B

BB

タイプ

1

自転車で走行中、通行人にぶつかってケガをさせたなどで法律上の損害賠償責任を負ったとき

賠償責任補償

対象タイプ

A

AA

B

BB

お子さまやそのご家族の方が、偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、

他人の物を壊したりするなどして法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。

■お支払いする保険金の種類：賠償責任保険金

示談交渉
サービス付！
(日本国内のみ)

被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合は、被保険者のお申出があり、かつ、被保険者の同意が得られれば、引受けます。（受託物に関する事故を除きます。）

（詳細につきましては8ページ「こんなときのQ&A」Q1をご参照願います。）



- 情報機器等に記録された情報を壊した場合も補償します（500万円限度）。
- 管理下中の預かり品の損壊・紛失・盗難に起因する損害賠償責任も補償します。

＜事故例＞

過って自転車で他人にぶつかり、大ケガをさせてしまい、法律上の損害賠償責任を負ってしまった。

「賠償責任補償」の被保険者（補償の対象者）の範囲について

加入申込票の被保険者欄記載の方（本人）に加え、保険金支払事由発生時において次の続柄の方が被保険者（補償の対象者）（※）となります。

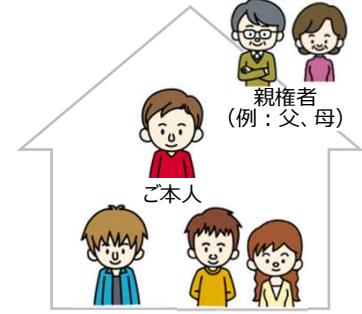
（※）賠償責任補償の被保険者の範囲は、①本人、②親権者およびその他の法定監督義務者、③配偶者、④本人・親権者・配偶者と同居の本人・配偶者の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）、⑤本人・親権者・配偶者と別居の本人・配偶者の未婚の子
なお、①から⑤までの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。）を被保険者とします。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

「本人」とは加入申込票記載の被保険者本人（お子さまご本人）をいいます。

（注）同居・別居の別および続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

住民票上は同居となっていても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

＜被保険者の例＞



自転車事故への備えはありますか？

自転車の車道走行ルールを厳格化するため道路交通法が改正された2007年以降、自転車事故の加害者に高額賠償を命じる判決が出ています。

京都府においては「京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例」が改正され、

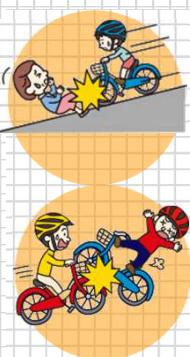


2018年4月1日より自転車事故による損害賠償に備える保険等への加入が「義務化」されています。

本制度の「賠償責任補償」は、自転車事故を含め、日常生活で他人の身体や財物に損害を与えるなどして、法律上の損害賠償責任を負った場合も補償します。

＜自転車事故で自転車側に高額賠償を命じた主な判決事例＞

判決	判決認容額 ^(注)	事故の概要
神戸地裁2013年	約9,500万円	男子小学生(11才)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62才)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。
東京地裁2008年	約9,300万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24才)と衝突。男性会社員に重大な障害（言語機能の喪失等）が残った。
東京地裁2003年	約6,800万円	男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性(38才)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。



（注）判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です（上記金額は概算額）。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

出典：日本損害保険協会「知っていますか？自転車事故の実態と備え」（2019年8月改訂）から作成

学校内のみならず

ご家庭やスポーツ、レジャー、旅行等でのケガも補償

2 生徒本人のケガ

日本国内、
海外とも
補償

対象タイプ

A AA

B BB

偶然なケガによる死亡・後遺障害・入院・手術・通院を補償します。

入院・通院は1日目から保険金をお支払いします。

■お支払いする保険金の種類：死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金

＜事故例＞・海外旅行中に交通事故に遭い20日間入院。その後、帰国してからも10日間通院した。

・熱中症で倒れ入院した。

・ヤケドをして5日間通院した。



3 生徒本人が病気になった場合

日本国内、
海外とも
補償

対象タイプ

A AA

B BB

【病気入院等】

病気により入院をされたり、病気の治療のために手術を受けられた場合等に補償します。

また、日帰り入院から補償します。

■お支払いする保険金の種類：疾病入院保険金、疾病手術保険金、放射線治療保険金

＜事故例＞・肺炎で入院した。



4 扶養者に万一のことがあった場合

日本国内、
海外とも
補償

対象タイプ

A AA

B BB

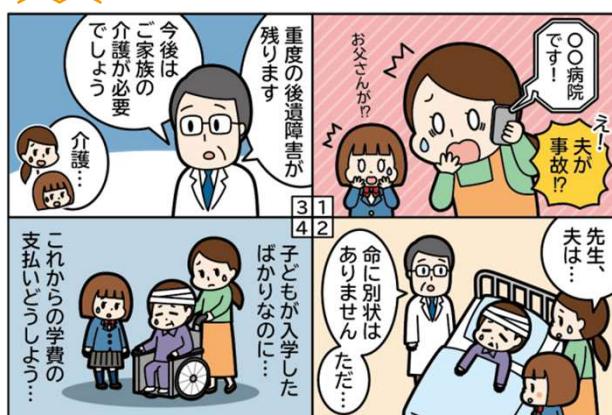
扶養者の方がケガにより死亡されたり、重度の後遺障害になられた場合に補償します。

＜事故例＞入学後、学費を負担してくれていた父親が交通事故で亡くなってしまった。

(注) 扶養者の方が病気により亡くなられたり、病気により重度後遺障害になられた場合は、お支払いの対象とはなりません。



まんがde解説 もしも突然...父親が交通事故にあったら



育英費用補償

扶養者：ケガのみ

保険金額の全額を一時金としてお支払いします。

■お支払いする保険金の種類：育英費用保険金（一時金）

学資費用補償

扶養者：ケガのみ

被保険者（生徒本人）が実際に負担した費用
(授業料・施設設備費等) を学資費用保険金額を
限度にお支払いします。

■お支払いする保険金の種類：学資費用保険金（実費）

5 自宅外で身の回り品が損害にあったとき

日本国内、
海外とも
補償

対象タイプ

AA

携行品損害補償

日本国内外において、外出中に携行している「被保険者所有の身の回り品」に
盗難や破損などの偶然な事故による損害が発生した場合に補償します。

なお、外出先での携帯電話やノート型パソコンの盗難や破損も補償の対象になります。

■お支払いする保険金の種類：携行品損害保険金

＜事故例＞・外出先で誤ってスマートフォンを落として壊した。
・旅行先で鞄が盗難にあった。



★補償内容等の詳細は、「パンフレット別冊」をご覧ください。

ぼやを出し、下宿先の天井や壁に損傷を与えたなどで
家主に対する法律上の損害賠償責任を負ったとき

6 借家人賠償責任補償

日本国内
のみ
補償

対象タイプ

B BB

火災や爆発、水濡れなどによって、借用しているアパート・寮・下宿などに損害を与え、
家主に対して法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。

■お支払いする保険金の種類：借家人賠償責任保険金

<事故例>

・台所の火の不始末で下宿先で火事を起こしてしまい、家主から損害賠償を請求された。



7 下宿先に空き巣があり、家財が盗難にあったときなど

生活用動産補償

日本国内
のみ
補償

対象タイプ

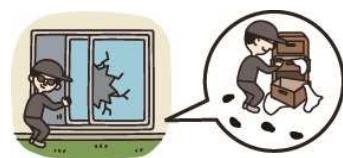
B BB

生徒本人の生活用品・身の回り品が火災・盗難等の偶然な事故で損害を受けた
場合に保険金をお支払いします。

■お支払いする保険金の種類：生活用動産保険金

<事故例>

・下宿先で、留守中に空き巣に入られ家財が盗難にあった。



全タイプ[®]にセットされている補償をご紹介します



日本国内、
海外とも
補償

天災危険補償

地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も、
傷害保険金、育英費用保険金、学資費用保険金をお支払いします。



<事故例>
地震によってビルの窓ガラスが割れ、ケガを負ってしまった。

細菌性食中毒・ウィルス性食中毒補償

細菌性食中毒およびウィルス性食中毒をケガに含め、保険金をお支払いします。



<事故例>
細菌性食中毒により、入院した。

熱中症危険補償

日射または熱射による身体の障害の場合も、傷害保険金をお支払いします。



<事故例>
熱射病により入院した。

★補償内容等の詳細は、「パンフレット別冊」をご覧ください。

こんなときに**お役に立**っています

ご参考まで

保険金お支払想定事例

Case01

賠償責任保険金

十字路での
自転車同士の接触事故。



支払保険金 **399**万円

Case02

賠償責任保険金

宿泊先のガラス戸が見えずに
激突し、ガラスを割ってしまった。



支払保険金 **4**万円

Case03

通院保険金

(A・Bタイプ加入の場合)

体育の授業中、ボールが中指にあたり骨折し、
治療のため10日間通院。

通院保険金 **2,000円×10日間**

支払保険金 **2**万円

Case04

後遺障害保険金

(傷害)

スノーボードで転倒、下肢を骨折し
後遺障害が残った。

支払保険金 **63**万円※

※保険金額に、後遺障害の程度に応じた約款所定の保険
金支払割合を乗じて保険金をお支払いします。

Case05

借家人賠償責任保険金

(B・BBタイプのみ)

洗濯機から水漏れし、
床修理が必要になった。
(家主への賠償金)



支払保険金 **64**万円

Case06

携行品損害保険金

(AAタイプのみ)

外出先で誤ってスマートフォンを落として
壊してしまった。



支払保険金 **2**万円

(免責金額：3,000円)

Case07

疾病入院保険金

(AA・BBタイプ加入の場合)

生徒が細菌性の腸炎で
10日間入院。



疾病入院保険金 **5,000円×10日間**

支払保険金 **5**万円

Case08

育英費用保険金 学資費用保険金※

生徒の父親（扶養者）が
交通事故死。



合計支払保険金 **560**万円

※学資費用保険金は、AA・BBタイプのみに
セットされ、支払年度ごとに100万円を限度に
お支払いします。

Case09

疾病入院保険金

(AA・BBタイプ加入の場合)

生徒が細菌性の腸炎で2日間入院。



疾病入院保険金 **5,000円×2日間**

支払保険金 **1**万円

Case10

生活用動産保険金

(B・BBタイプのみ)

下宿先の鍵が壊され、空き巣が侵入。
パソコンやデジタルカメラを盗難された。



合計支払保険金 **23**万円

(免責金額：3万円)

ご加入タイプ別の保険金額と保険料

このパンフレットに掲載の保険料は 団体割引**15%**を適用^(注)しています。

保険金額	タイプ名	自宅からの通学・ご親戚知人宅から通学 ※借家人賠償責任補償・生活用動産補償が 不要なアパート・寮・下宿生		アパート・寮・下宿生	
		Aタイプ	AAタイプ (補償充実タイプ)	Bタイプ	BBタイプ (補償充実タイプ)
保険期間		3年間			
賠償責任保険金額		3億円			
傷害保険金	死亡・後遺障害保険金額	150万円			
	入院保険金日額	4,000円	5,000円	4,000円	5,000円
	手術保険金	入院中に受けた手術の場合は 入院保険金日額の 10倍 入院中以外の手術の場合は 入院保険金日額の 5倍			
	通院保険金日額	2,000円	2,500円	2,000円	2,500円
疾病保険金	疾病入院保険金日額	4,000円	5,000円	4,000円	5,000円
	疾病手術保険金	入院中に受けた手術の場合は 疾病入院保険金日額の 10倍 入院中以外の手術の場合は 疾病入院保険金日額の 5倍			
	放射線治療保険金	1回の放射線治療について疾病入院保険金日額の 10倍			
傷害	育英費用保険金額(扶養者のケガ)	500万円			
	学資費用保険金額(扶養者のケガ) (学業費用支払対象期間は 2029年4月1日午後4時まで)	—	支払年度ごと 100万円	—	支払年度ごと 100万円
	携行品損害保険金額 (保険年度ごとの限度額、 免責金額(自己負担額):1事故につき 3,000円)	—	保険年度ごと 10万円限度*	—	—
	借家人賠償責任保険金額	500万円			
	生活用動産保険金額 免責金額(自己負担額)は次のとおりとなります。 <1回の事故につき> 火災・落雷・破裂・爆発による事故の場合…0円 盗難の場合…3万円、その他の場合…1万円	—			50万円
一時払保険料 (3年間分)		45,460円	58,760円	51,130円	61,160円
1日あたりの保険料		約42円	約54円	約47円	約56円

(注) 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

*損害の額については、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。詳細は「パンフレット別冊」をご確認ください。

●上記は職種別A(生徒等)の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受け保険会社までお問い合わせください。

●上記タイプには長期保険特約、天災危険補償特約、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約、熱中症危険補償特約がセットされています。

●育英費用保険金・賠償責任保険金等においては、補償内容が同様の保険契約(学生・こども総合保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受け保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

●1日あたりの保険料は1年間を365日(3年間は1,095日)として計算しています。(小数点第1位を切り上げ)

？こんなときのQ&A！

Q01. 賠償責任事故で示談交渉サービスはありますか？

A01. あります。ただし、日本国外の裁判所に提起された場合や、損害賠償請求権者が同意されない場合等、示談交渉を行うことができない場合もあります。

Q02. 熱中症は保険金支払いの対象になりますか？

A02. はい。熱中症危険補償特約がセットされており、日射または熱射による身体の障害の場合も、傷害保険金をお支払いします。

Q03. 転校、退学した場合も継続して加入できますか？

A03. 転校、退学した場合、脱退していただくことになります。その場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

Q04. 地震によるケガでも保険金支払いの対象になりますか？

A04. はい。天災危険補償特約がセットされており、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も、傷害保険金、育英費用保険金、学資費用保険金をお支払いします。

Q05. 海外の事故でも補償されますか？

A05. 借家人賠償責任補償と生活用動産補償は日本国内のみ補償、賠償責任補償は一部国内のみ補償ですが、その他の補償は日本国内外を問いません。

Q06. 保険に加入する前に発病した病気が悪化し、入院した場合は補償されますか？

A06. いいえ。保険に加入する前に発病した病気が原因となるものは補償の対象にはなりません。

Q07. 「育英費用保険金」「学資費用保険金」における「扶養者」の定義は何ですか？

A07. 扶養者は原則として被保険者（生徒）の親権者であり、かつ被保険者の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、被保険者の生計を主に支えている方（被保険者が経済的に依存していることが条件）です。

Q08. 通学途中に駅で（もしくは学校で）眼鏡を落として壊してしまったが、携行品損害にて補償されますか？

A08. いいえ。眼鏡は補償対象外となります。「補償対象外となる主な「携行品」」については「パンフレット別冊」にてご確認ください。（パンフレットP.10の二次元コードからアクセスください。）

Q09. 申込書（加入申込票）の記載事項にある「他の保険契約等」欄は、なぜ記載するのでしょうか？

A09. 損害保険では、「他の保険契約等に関する情報」をご加入の際に告知していただく「特に重要な事項（告知事項）」としています。損害保険会社は、保険金額（補償額）に一定の限度額を設定しており、「他の保険契約等」を記載していただくことで、保険金額の適切性を確認しています。そのために正しい告知をお願いします。

Q10. 保険金の請求時に医師の診断書が必要ですか？

A10. ケガの保険金請求時に、保険金請求額が30万円以下の場合には、「診療状況申告書」をご記入いただくことにより、「診断書」のご提出に代えることができます。病気の場合は、1度のご病気での保険金のご請求額が30万円以下の場合には、「診断書」を省略し、「入院・通院・手術状況申告書」+「領収書（診療明細書の写し）」に代えることができます。なお、診断書取付の費用はお客様のご負担となりますのでご了承ください。

Q11. 「保険料控除証明書」は毎年発行されますか？

A11. 初年度は、「加入者証」に添付され、2年目以降は毎年10月下旬に郵送いたします。
紛失等による再発行が必要な方は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

申込締切日以降に加入される場合の保険料

※こちらは中途加入される方向けの保険料です。

- 申込締切日は2026年3月31日（火）となっております。4月1日～4月15日に保険料払込みの場合は、補償開始日は5月1日になります。
以降は、毎月15日までに保険料払込みの場合、補償開始日は保険料払込月の翌月1日になります。

（詳細は下記をご覧ください。）

2026年3月31日(火)

もしも申込締切日を過ぎてしまった場合でも

保険期間の中途からご加入が可能です！



【2026年度中途加入】 振込締切日別保険料

※ 保険期間2026年4月1日午前0時から2029年4月1日午後4時までの保険契約への中途加入となります。

振込締切日 (毎月15日)	補償開始日 (翌月1日)	タイプ別一時払保険料			
		Aタイプ	AAタイプ	Bタイプ	BBタイプ
2026年 4月15日	2026年 5月1日	44,210円	57,140円	49,720円	59,470円
2026年 5月15日	2026年 6月1日	43,190円	55,810円	48,580円	58,090円
2026年 6月15日	2026年 7月1日	41,990円	54,260円	47,230円	56,480円
2026年 7月15日	2026年 8月1日	40,800円	52,720円	45,890円	54,880円
2026年 8月15日	2026年 9月1日	39,750円	51,380円	44,710円	53,480円
2026年 9月15日	2026年10月1日	38,570円	49,830円	43,380円	51,870円
2026年10月15日	2026年11月1日	37,370円	48,280円	42,040円	50,260円
2026年11月15日	2026年12月1日	36,320円	46,940円	40,850円	48,860円
2026年12月15日	2027年 1月1日	35,120円	45,400円	39,500円	47,250円
2027年 1月15日	2027年 2月1日	33,920円	43,850円	38,160円	45,650円

中途加入の場合の 加入者証について

- 加入者証は、補償開始日の属する月の翌月下旬に郵送にてお届けいたします。
- 加入者証到着までは振替払込請求書兼受領証が、この制度の加入の証となりますので、大切に保管してください。

「学生・子ども総合保険 パンフレット別冊」を必ずあわせてご覧ください。

●このパンフレットは、保険の概要をご説明したものです。ご加入に際して特にご確認いただきたい事項（「契約概要」）や、被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項（「注意喚起情報」）、「ご加入内容確認事項」等は、右記二次元コードのリンク先に掲載しています。保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合等の重要な事項が記載されておりますので、必ずご参照いただいたうえで、PDFファイルをご自身の端末に保存していただくか、印刷し、保管していただきますようお願いいたします。

●PDFファイルによるご提供を希望されない場合、あるいはPDFファイルの閲覧ができない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。



特約・保険金の種類

●この募集では、以下の特約がセットされています。「パンフレット別冊」にて該当する特約をご確認ください。

条項・特約名	保険金の種類		募集タイプ名
(傷害条項)	傷害保険金	死亡・後遺障害保険金額	A・B・AA・BBタイプ
		入院保険金	
		手術保険金	
		通院保険金	
(育英費用条項)	育英費用保険金		A・B・AA・BBタイプ
(賠償責任条項) 賠償責任条項の一部変更に関する特約セット	賠償責任保険金		A・B・AA・BBタイプ
疾病補償基本特約	疾病保険金	疾病入院保険金 免責期間：0日 支払限度日数：180日 支払対象期間：180日	A・B・AA・BBタイプ
		疾病手術保険金	
		放射線治療保険金	
学業費用補償特約		学資費用保険金	
携行品損害補償特約 新価保険特約（携行品損害補償特約用）セット 携行品損害補償特約の保険の対象の追加に関する特約セット	携行品損害保険金		AAタイプ
借家人賠償責任補償（オールリスク）特約	借家人賠償責任保険金		B・BBタイプ
生活用動産補償（実損補償型）特約 新価保険特約（生活用動産補償特約用）セット	生活用動産保険金		B・BBタイプ

保険金支払事由を拡大する特約

特約名	募集タイプ名
天災危険補償特約 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約 熱中症危険補償特約	A・B・AA・BBタイプ

「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は全タイプに自動セットされています。

三井住友海上へのご相談・苦情・お問合わせは

「三井住友海上お客様デスク」

0120-632-277 (無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

こちらからアクセスできます



万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く
0120-258-189 (無料)

事故の連絡は、インターネット事故受付が簡単・便利です。
「インターネット事故受付サービス」

こちらからアクセスできます



保険金請求の流れ

事故の場合



連絡をする

事故発生後30日以内に
ご連絡*ください。
*連絡先は下記のとおり



請求書を提出する

必要な書類が送付されます。
必要事項に記載し、
できるだけ早くご提出ください。



保険金支払い

銀行振込みで
お支払いします。



事故の際の連絡先

24時間365日事故受付サービス

事故は いち早く

三井住友海上事故受付センター 0120 - 258 - 189 (無料)

事故の連絡は、インターネット事故受付が簡単・便利です。

「インターネット事故受付サービス」



こちらからアクセスできます

【保険商品に関するお問合わせ窓口】

<代理店・扱者>

株式会社同志社エンタープライズ（学校法人同志社100%出資）

〒602-0021 京都市 上京区 烏丸通 上立売上る 柳団子町 339番地

TEL : 075-251-3037 FAX : 075-251-3038

<引受保険会社>

三井住友海上火災保険株式会社

京都支店金融法人営業課